

第1条 (会員)

会員は、オーエフシーカード会員特約（以下「本特約」という。）及びセディナクオーカード会員規約（以下「会員規約」という。）を承認の上、入会を申し込みます。

第2条 (提携会社)

会員規約第1条の提携会社をドクターデヴィアス化粧品株式会社（以下「提携会社」という。）とします。

第3条 (提携会社で利用した場合の支払方法)

会員規約第25条の規定にかかわらず、提携会社で利用したカードショッピングの支払金の支払方法は、以下のとおりとします。

- (1) 提携会社におけるカードショッピングの支払金の支払方法は、利用月の翌月1回払、2回払、回数指定分割払、元利定額リボルビング払のうちから会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。会員が特に指定しなかった場合は翌月1回払とみなします。
- (2) 会員が翌月1回払、2回払、回数指定分割払を指定した場合の支払回数、支払期間、実質年率等は下表のとおりとなります。また、ボーナス併用分割払の場合は、実質年率が下表と異なる場合があります。ボーナス併用分割払のボーナス加算月は、夏期6月、7月、8月、冬期12月、1月のうちから会員がカードショッピング利用の際、指定した月とします。ボーナス加算月の加算総額は、当該カードショッピング利用代金の50%以内とし、ボーナス併用回数で均等分割（ただし、ボーナス支払月の加算額は1,000円単位で均等分割できる金額とします。）し、その金額を毎月の均等支払額に加算してお支払いいただきます。

支払回数 (回)	1	2	3	4	5	6	10
支払期間 (ヵ月)	1	2	3	4	5	6	10
実質年率 (%)	0	0	10.8	11.5	11.9	12.2	12.9
利用代金100円当たりの手数料の額 (円)	0	0	1.8	2.4	3.0	3.6	6.0
支払回数 (回)	12	16	18	20	24	30	36
支払期間 (ヵ月)	12	16	18	20	24	30	36
実質年率 (%)	13.0	11.0	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1
利用代金100円当たりの手数料の額 (円)	7.2	8.0	9.0	10.0	12.0	15.0	18.0

[例] 利用代金 100,000円 12回払

- 手数料 $100,000円 \times 7.2円 \div 100円 = 7,200円$
- 支払総額 $100,000円 + 7,200円 = 107,200円$
- 初回分割支払額 9,300円
- 2回目以降分割支払額 8,900円

- (3) スキップ払とは、翌月1回払の支払月を最長6ヵ月、回数指定分割払の支払開始月を最長3ヵ月まで繰り延べできる支払方法です。スキップ払を併用できるのは、1回払、回数指定分割払とし、提携会社が認めた場合に限り利用できるものとします。スキップ払を併用した場合の支払回数、支払期間、実質年率等は下表のとおりとなります。また、ボーナス併用分割払の場合は、実質年率が下表と異なる場合があります。

スキップ月数 (ヵ月)		支払回数 (回)				
		1	2	3	4	5
1	支払期間 (ヵ月)	2	3	4	5	6
	実質年率 (%)	0.0	0.0	7.2	8.2	9.0
	利用代金100円当たりの手数料の額 (円)	0	0	1.8	2.4	3.0

スキップ月数 (ヵ月)		支払回数 (回)	6	10	12	16	18
		支払期間 (ヵ月)	7	11	13	17	19
1	実質年率 (%)		9.6	10.9	11.3	9.9	10.1
	利用代金100円当たりの手数料の額 (円)		3.6	6.0	7.2	8.0	9.0

スキップ月数 (ヵ月)		支払回数 (回)	20	24	30	36
		支払期間 (ヵ月)	21	25	31	37
1	実質年率 (%)		10.2	10.3	10.5	10.5
	利用代金100円当たりの手数料の額 (円)		10.0	12.0	15.0	18.0

スキップ月数 (ヵ月)		支払回数 (回)	1	2	3	4	5
		支払期間 (ヵ月)	3	4	5	6	7
2	実質年率 (%)		0.0	0.0	5.4	6.4	7.2
	利用代金100円当たりの手数料の額 (円)		0	0	1.8	2.4	3.0

スキップ月数 (ヵ月)		支払回数 (回)	6	10	12	16	18
		支払期間 (ヵ月)	8	12	14	18	20
2	実質年率 (%)		7.8	9.5	10.0	9.0	9.2
	利用代金100円当たりの手数料の額 (円)		3.6	6.0	7.2	8.0	9.0

スキップ月数 (ヵ月)		支払回数 (回)	20	24	30	36
		支払期間 (ヵ月)	22	26	32	38
2	実質年率 (%)		9.3	9.6	9.9	10.0
	利用代金100円当たりの手数料の額 (円)		10.0	12.0	15.0	18.0

スキップ月数 (ヵ月)		支払回数 (回)	1	2	3	4	5
		支払期間 (ヵ月)	4	5	6	7	8
3	実質年率 (%)		0.0	0.0	4.4	5.3	6.0
	利用代金100円当たりの手数料の額 (円)		0	0	1.8	2.4	3.0

スキップ月数 (ヵ月)		支払回数 (回)	6	10	12	16	18
		支払期間 (ヵ月)	9	13	15	19	21
3	実質年率 (%)		6.6	8.4	8.9	8.2	8.4
	利用代金100円当たりの手数料の額 (円)		3.6	6.0	7.2	8.0	9.0

スキップ月数 (ヵ月)		支払回数 (回)	20	24	30	36
		支払期間 (ヵ月)	23	27	33	39
3	実質年率 (%)		8.7	9.0	9.3	9.5
	利用代金100円当たりの手数料の額 (円)		10.0	12.0	15.0	18.0

- (4) 元利定額リボルビング払の月々の支払額（以下「弁済金」という。）は、5,000円・10,000円・15,000円・20,000円・25,000円・30,000円のうちから会員が入会申込みの際に指定した金額（ただし、指定がない場合は10,000円。）とします。ただし、会社が認めた場合に限り弁済金の増額を会社が指定した方法により行うことができるものとします。支払元利金が申込みの際に指定した金額以下となる場合は、残金全額をお支払いいただきます。なお、元利定額リボルビング払の手数料は毎月末日の利用代金残高に対して実質年率13.08%を乗じた額を月々の弁済金に含めてお支払いいただきます。弁済金の具体的算定例は次のとおりとなります。

[例] 弁済金10,000円 当月末日の累積代金残高100,000円の場合

手数料充当分 $100,000円 \times 13.08\% / 12ヵ月 = 1,090円$

弁済金のうち元本充当分 $10,000円 - 1,090円 = 8,910円$

お支払後の元本 $100,000円 - 8,910円 = 91,090円$

- (5) (2) の実質年率及び手数料並びに (3) (4) の手数料については、金融情勢の変化などにより変更できるものとし、別途会員あてに通知するものとします。

第4条（規約の適用等）

- (1) 会員は、本特約に定めのない事項については、会員規約が適用されることを予め承認します。また、本特約が会員規約と重複する事項については、本特約を優先します。
- (2) 会員規約第19条の規定は、本特約の変更の場合にこれを準用します。

カードは、ご予算に合わせて計画的にご利用ください。

SMB Cファイナンスサービス株式会社

〒460-8670 名古屋市中区丸の内三丁目23番20号